

管 理 費 等 （ 重 要 事 項 ） に 係 る ご 報 告				
マ ン シ ョ ン 名	フランヴィーヴル富士見台		住戸番号 410 号室	
所 在 地	〒176-0021 東京都 練馬区 貫井 1-29-21			
管 理 組 合 名	フランヴィーヴル富士見台管理組合			
管 理 組 合 修 繕 積 立 金 *2026年05月度 ※決算により、金額が変更になる場合があります。	積立金口繰越金	金 155,218,655 円		
管 理 費 等 の 月 額 （ 売 却 住 戸 負 担 額 ） *2026年06月度	管理費	金 11,530 円		
	修繕積立金	金 18,590 円		
管 理 組 合 の 借 入 金 *2026年05月度	金融機関からの借入金	金 0 円		
管 理 費 等 の 滞 納 額 （ 売 却 住 戸 滞 納 額 ） *2026年05月度 管理費等に支払遅延があるときは管理組合は遅延損害金を請求することができます。	管理費	金 0 円		
	修繕積立金	金 0 円		
管 理 費 等 の 滞 納 額 （ 管 理 組 合 全 体 ） *2026年05月度	管理費	金 11,530 円		
	専用庭使用料	金 0 円		
	駐車場使用料	金 0 円		
	自転車置場使用料	金 0 円		
	バイク置場使用料	金 0 円		
	ルーフバルコニー使用料	金 0 円		
	修繕積立金	金 18,590 円		
そ の 他 の 事 項 （管理費等改定・規約等改定に関する理事会・総会の決定事項等）	管理費の改定	（無）		
	積立金の改定	（有） 2025年度通常総会（2026年6月27日開催）にて改定を上程		
	一時金の徴収	（無）		
	規約外の制約	「管理費等（重要事項）に係るご報告＜添付資料＞」参照		
管理規約上の特定区分所有者に対する 管理費等減免条項		（無）		
・本報告は、管理費等（重要事項）に係る記載であり、それ以外の事項（居住者のプライバシー・周辺建物の状況等に関する事項）については記載しておりません。また、記載事項は本書発行日時点での現況であり、今後の管理組合の決議によって変更（改定等）が行われることがあります。なお、記載事項以外については、当社は責任を負わないことを予めご了承下さい。 ・本報告は、当該マンション管理組合と当社との間で締結している管理委託契約書の規定に基づくものです。 また、建物の区分所有等に関する法律第33条第2項、第42条第5項、第66条の規定により、当該マンションの利害関係人は管理規約等の閲覧請求権があることを申し添えます。 2026年 06月 22日 ＜管理業務事務代行会社＞ 東京都江東区豊洲5－6－52 NBF豊洲キャナルフロント 三井不動産レジデンシャルサービス株式会社 事 務 セ ン タ ー （主たる事務所の所在地） 東京都江東区豊洲5丁目6番52号 NBF豊洲キャナルフロント マンション管理業者登録：国土交通大臣（5）第030042号				

管 理 費 等 （ 重 要 事 項 ） に 係 る ご 報 告

[illegible]

* 上記記載事項は弊社が情報提供可能な範囲の実施内容のみ記載しております。

* 専有部分の修繕実施状況に関しては、依頼主に確認して下さい。

「管理費等（重要事項）に係るご報告＜添付資料＞」

マンションに関するお問い合わせ先	
駐車場・駐輪場等のサイズ、空き情報に関するお問い合わせ	管理事務所電話番号：03-3998-1090
リフォーム、引っ越しの手続きに関する問い合わせ	
管理員勤務日：月・火・木・金・土（9:00～17:00）	
東京北支店 担当：下田 電話番号：03-5389-3148	

（注意）下記内容は作成日現在の情報であり、管理組合の決定等により変更となる場合があります。
詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

フランヴィーヴル富士見台

項 目	回 答
-----	-----

1. 管理体制関係

	管理組合名	フランヴィーヴル富士見台管理組合
	総戸数／総棟数（対象棟の戸数）	92戸/1棟
	管理組合組織	区分所有者全員で組織する管理組合
	管理組合役員の選任方法	輪番制
	総会・決算関係	通常総会開催月 6月（決算月 3月）
	理事会活動状況	12回/年開催
	管理規約原本	変更 2021年6月
	共用部分に付保している損害保険の種類	火災保険（管理組合向け） ・ 個人賠償責任補償特約 ・ 施設賠償責任補償特約
	使用細則等の規程	使用細則・駐車場等使用細則・自転車置場使用細則・多目的ルーム使用細則・ バルコニー等使用細則・専用庭等使用細則・ペット飼育に関する細則・宅配ボックス使用細則・ リフォーム工事細則・防犯カメラ使用細則・防火管理細則・防災名簿利用細則・建物状況調査運用規程

2. 共用部分関係

基本事項	建築年次	2005年3月 竣工
	共用部分に関する規約等の定め	管理規約参照
	専用使用に関する規約等の定め	管理規約参照
駐車場	全台数・仕様 等	単純昇降式機械駐車場 30区画、平面 10区画（内1台身障者用）※サブリース区画あり
	使用資格	参照条文 管理規約 第15条 または 駐車場使用細則 第1条 賃借人の使用の可否 可
	権利承継可否	承継できません（ただし、譲渡又は貸与する相手方が同居する家族の場合は承継可能です。）
	車種制限の内容	参照条文 駐車場使用細則第4条
	空き状況	最新情報は管理事務室までお問い合わせください。
	ウェイティング状況	最新情報は管理事務室までお問い合わせください。
	募集方法	随時募集
	駐車場使用料	月額18,000円～21,000円

自転車置場・バイク置場（ミニバイク置場）

自転車置場	全台数・仕様 等	全196区画（平置36台、ラック式160台）
	一世帯あたりの台数制限	なし
	一区画あたりの使用料	屋内平置：月額500円、屋内ラック式（上段）：月額200円、屋内ラック式（下段）：月額400円 屋外平置：月額400円、屋外ラック式（上段）：月額100円、屋外ラック式（下段）：月額300円
	ステッカーの貼付	必要あり
	空き状況	最新情報は管理事務室までお問い合わせください。
	募集方法	随時募集
バイク置場	全台数・仕様 等	平置き 全6区画
	使用資格	参照条文 管理規約 第15条 又は バイク置場使用細則 第1条 賃借人の使用の可否 可
	権利承継可否	承継できません
	一世帯あたりの台数制限	なし（1台目優先）
	一区画あたりの使用料	月額1,000円
	ステッカーの貼付	必要なし
	空き状況	最新情報は管理事務室までお問い合わせください。
	募集方法	ウェイティング登録

3 売却依頼主負担管理費等関係

管理費	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
修繕積立金	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
その他使用料等	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
管理費等支払方法	①自動引落しの場合：毎月27日に翌月分を口座引き落とし ②管理費等決済サービスの場合：希望する方は、指定書類を提出することにより、管理費等を三井のすまいL O O Pクレジットカードから支払うことが可能となります。（引落し日はカード会社により異なります。）
管理費等支払手続	①自動引落しの場合：三井住友銀行、三井住友カード株式会社（集金代行会社）提携金融機関 ②管理費等決済サービスの場合：三井のすまいL O O Pクレジットカードのみ使用可能

4 管理組合収支関係

		直近の収支報告（確定額）	当年度の収支予算（予定額）
収支及び予算の状況	管理費会計収入総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	管理費会計支出総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	管理費会計繰越額	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	管理費会計資産総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	—
	管理費会計負債総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	—
	修繕積立金会計収入総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	修繕積立金会計支出総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	修繕積立金会計繰越額（修繕積立金累積額）	総会議案書（写）内収支報告書参照	総会議案書（写）内予算案参照
	修繕積立金会計資産総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	—
	修繕積立金会計負債総額	総会議案書（写）内収支報告書参照	—
	※初年度決算前である等、管理組合事情により、ご確認いただけない場合がございます。		

管理費等滞納・借入の状況	管理費滞納額	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	修繕積立金滞納額	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	借入金残高	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	※詳細は、管理費等（重要事項）に係るご報告を参照して下さい。	

管理費等の変更予定等	管理費	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	修繕積立金	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	その他使用料等	管理費等（重要事項）に係るご報告参照 ※賃貸重説の場合、記載はございません。
	※管理費等の変更予定ありとは、理事会で検討中又は総会への上程が決定し、かつ、それを弊社が把握している場合を指します。	
修繕積立金の定め	修繕積立金に関する規約等の定め	管理規約参照
管理費等の減免措置	特定の区分所有者に対する管理費等の減免措置	管理費等（重要事項）に係るご報告（管理規約参照） ※賃貸重説の場合、記載はございません。

5 専有部分使用規制関係

専有部分用途	住宅として使用 ※民泊禁止
	管理規約等参照
専有部分使用規制	ペットの飼育制限 あり
	使用細則等参照
	専有部分内工事の制限 あり
	使用細則等参照
	楽器等音に関する制限 あり
	使用細則等参照
	詳細は、使用細則等を参照して下さい。
マンション全体の規約等による規制	一括受電方式の導入 あり（契約先：ジェイコム東京）
	契約期間：2011年10月5日～2026年10月4日
	※上記期間は住戸ごとに契約先を変更できません。
	※導入ありの場合とは、導入済みの場合だけでなく、導入決定後の手続き中である場合も含みます。

6 大規模修繕計画関係

長期修繕計画の有無	あり（2025年6月作成（見直し））
共用部分等の補修実施状況	管理費等（重要事項）に係るご報告参照
	※当修繕は管理組合が一定年数経過毎に計画的に行う大規模修繕工事をいい、弊社の情報提供可能な範囲といたします。
	※売却依頼主の専有部分の修繕実施状況は、売却依頼主にご確認下さい。
大規模修繕工事実施予定	実施予定なし
	※大規模修繕工事実施予定ありとは、理事会で検討中又は総会への上程が決定し、かつ、それを弊社が把握している場合を指します。

7 アスベスト使用調査の内容

調査結果の記録の有無	なし
調査実施日	—
調査機関	—
調査内容	—
調査結果	—

8 耐震診断の内容

耐震診断の有無	なし
耐震診断の内容	—

9 建替え等関係

建替え推進決議の有無	なし
要除却認定の有無	なし
建替え決議、マンション敷地	なし
売却決議の有無	

10 管理形態

マンション管理業者名	管理費等（重要事項）に係るご報告参照
業登録番号	管理費等（重要事項）に係るご報告参照
主たる事務所の所在地	管理費等（重要事項）に係るご報告参照
委託（受託）形態	全部

11 管理事務所関係

管理員勤務日	月・火・木・金・土曜日
管理員勤務時間	9:00～17:00
管理事務所電話番号	03-3998-1090
本物件担当事業所電話番号	上記お問合せ先参照
本物件担当者氏名	上記お問合せ先参照

12 宅地建物取引業法第35条に定める書類の保存の状況

書類の名称	備 考	保存の状況
確認の申請書および添付図書ならびに確認済証	新築時のもの	あり
検査済証	新築時のもの	あり
確認の申請書および添付図書ならびに確認済証	増改築等の際のもの（増改築等を行った物件である場合）	該当なし
検査済証	増改築等の際のもの（増改築等を行った物件である場合）	該当なし
既存住宅性能評価書（共用部分）	既存住宅性能評価を受けた住宅である場合	該当なし
定期調査報告書	建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合	あり
新耐震基準等に適合していることを証する書類	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合	該当なし
建物状況調査報告書	専有部分の建物状況調査については、売却依頼主にご確認下さい。	該当なし

	○敷地および共用部分における重大事故・事件について 重大な事故・事件は把握しておりません。 ○専有部分における特記事項 <table><tr><td>自殺等の事件、火災事故、漏水・雨漏れ</td><td>適正化法上回答できません。</td></tr><tr><td>隣接住戸とのトラブル</td><td>適正化法上回答できません。</td></tr><tr><td>反社会的組織(暴力団など)</td><td>適正化法上回答できません。</td></tr><tr><td>係争・訴訟案件等、管理組合員への伝達事項</td><td>適正化法上回答できません。</td></tr></table> ○ゴミ出しに関する情報 各自治体HP参照 ○自治体や民間団体等が実施する耐震・防犯等優良認定 なし ○設計図書等保管場所 管理事務室 ○テレビ共聴について CATV：ジェイコム 導入あり 衛星放送（BS・CS）：BS・CS視聴可能（有料チャンネルは個別契約必要） ※BS・110° CSアンテナあり ※なお、CATV経由の新4K8K衛星放送の視聴範囲についてはCATV会社へお問い合わせください。 ○インターネットサービスについて KDDI・NTT（個別契約必要） ○引越し時のルール 事前に管理事務室までご連絡ください。 ○宅地建物取引業法改正にともなう建物状況調査への対応について 管理規約・使用細則等参照	自殺等の事件、火災事故、漏水・雨漏れ	適正化法上回答できません。	隣接住戸とのトラブル	適正化法上回答できません。	反社会的組織(暴力団など)	適正化法上回答できません。	係争・訴訟案件等、管理組合員への伝達事項	適正化法上回答できません。
自殺等の事件、火災事故、漏水・雨漏れ	適正化法上回答できません。								
隣接住戸とのトラブル	適正化法上回答できません。								
反社会的組織(暴力団など)	適正化法上回答できません。								
係争・訴訟案件等、管理組合員への伝達事項	適正化法上回答できません。								